

令和5年 第19回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和5年12月19日(火) 開始時刻 午後1時30分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長, 大森委員, 檜山委員, 小野委員, 亀山委員
- 4 説明員 梓澤教育次長, 口川学校教育担当次長, 渡辺教育企画課長, 板倉総務担当主幹, 加藤学校管理課長, 小栗学校教育課長, 宇賀神学校健康課長, 鈴木生涯学習課長, 井上文化課長補佐, 大嶋スポーツ振興課長, 金子教育センター所長
- 5 書記 古内教育企画課長補佐, 上野総務担当副主幹, 濱野係長, 田代係長, 福田総括, 玄番主事
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
議案第36号 宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正
 - (2) 報告事項
報告第60号 令和5年12月議会一般質問の概要について
報告第61号 教育行政相談の内容と対応について
報告第62号 学校等事件・事故について
 - (3) その他
 - ① 令和5年度宇都宮市教育委員会教育支援者感謝状贈呈式について
 - ② 第25回うつのみやジュニア芸術祭の結果について
 - ③ 第37回宇都宮マラソン大会の結果について
 - ④ 第61回宇都宮市民スポーツ大会の結果について

8 議事の内容

- 教育長 ただいまから、第19回宇都宮市教育委員会を開会する。
- 教育長 次に、第15回、第16回の会議録についてご意見などあるか。
(意見などない場合)
- 教育長 このとおり承認してよろしいか。
(全員了承の場合)
- 教育長 会議録を承認する。
- 教育長 それでは、第15回会議録は、小野委員、亀山委員
第16回会議録は、大森委員、亀山委員にお願いします。
(会議録に署名)
- 教育長 本日の会議録署名委員は、大森委員、檜山委員にお願いします。
- 教育長 報告第61号、第62号については、「個人情報が含まれているもの」、である
ため、非公開としてよろしいか。
(全員賛成の場合)
- 教育長 全員賛成なので、これについては非公開とする。
- 教育長 審議事項に入る前に、前回の定例会の発言について、スポーツ振興課より一部
修正させていただく。
- スポーツ振興課長 第16回教育委員会定例会 議案第32号「教育委員会に係る議会の議決を経
るべき事件の提出について」の中で、新紙幣発行に対応する券売機導入のための
補正予算について、ドリームプール及びスケートセンターの導入時期についての
質問があり、スケートセンターの導入時期を、平成7年とお答えしたが、導入後
に更新があり、平成28年の誤りであったため訂正させていただく。
- 学校健康課長 学校健康課から、第16回教育委員会定例会 報告第58号「宇都宮市産トマ
トを使用した「トマト給食」の開始について」の結果について、報告する。11
月13日から30日にかけて、全小中学校でトマト給食を実施した。児童・生徒
の感想では、「トマトは苦手だが、トマたま井は食べやすかった。」「トマトが
おいしく感じた。」「カレー風味でご飯が進むおいしい味付けだった。」との声があ
った。また、映像教材を学校健康課がYouTubeで作成し、教材を流したところ、「多
くの農家の頑張りを感じた。」といった感想もあった。また、残食量については普
通より少ない、もしくは同様という結果となった。また、トマたま井の考案者で
ある陽東小6年児童の様子だが、当該児童が考案したメニューであることを、全
校に知らせるとともに、栄養士が教室に出向いてクラスの児童に伝えたところ、
当該児童は非常に喜んでいただとのことであった。

教育長	<p>それでは、審議事項に入る。</p> <p>議案第36号「宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正」について、説明願う。</p>
教育企画課長 教育長	<p>(資料のとおり説明)</p> <p>説明は以上だが、質疑などはあるか。</p>
小野委員 教育企画課長	<p>1-6の図については、改正前と改正後の違いはあるのか。</p> <p>1-6は、規則の別図としているものであるが、宇都宮市全域の図となっているため、かなり広範囲となりわかりにくいですが、今回の別図の改正については、馬場通り4丁目の変更に伴うものであるため、1-10の部分のみの変更となっている。そのため、詳細については、1-10をご確認いただきたい。</p>
教育長	<p>それでは、議案第36号を決定してよろしいか。</p> <p>(全員了承)</p>
教育長	<p>議案第36号を決定する。</p>
教育長	<p>それでは、報告事項に入る。</p> <p>報告第60号「令和5年12月議会一般質問の概要について」、説明願う。</p>
総務担当主幹 教育長	<p>(資料のとおり説明)</p> <p>説明は以上だが、質疑などはあるか。</p>
小野委員	<p>若林議員の不登校の未然防止についての中で、中1ギャップ解消のため、小5と中1で年2回のQ-U調査を実施したとあるが、なぜ小6ではなく、小5で実施したのか。</p>
教育センター所長	<p>進級にあたってのクラス内の人間関係ということで、小学校の場合は、5・6年生は持ち上がりとなるため、5年生の時期に行う。そのあと、中学校に入学した中1の時期にも行うこととしている。</p>
小野委員 教育センター所長	<p>「中1ギャップ」という言葉もあるが、小5でもなるのか。</p> <p>小学校の高学年から、中学校に入学するまでの間の友人関係の変化によって、学校に行きづらくなるということに配慮するために実施している。</p>
学校教育課長	<p>「中1ギャップ」自体は、様々な方が様々なイメージで語られることが多い言葉であり、小学校の生活と中学校の生活では、大きな違いがあり、例えば、教科担任制の中学校と学級担任がほとんどの授業をおこなう小学校、制服の中学校と私服の小学校、部活動が始まる中学校など生活の違いによって戸惑いを感じる子どもたちがいるということが「中1ギャップ」の共通項であると考えられる。</p>
小野委員	<p>そうするとやはり、小6でも年2回実施した方が良いのではないか。中学校訪問で小・中学校のギャップを見る機会もあるとのことで、1番当事者に近いのは、中1はもちろん、小5ではなく小6ではないのか。</p>
教育センター所長	<p>今後まずは、中学校の方から年2回実施していくことを検討していくが、年2回行うことによって、その年の変化は把握しやすくなるため検討していきたい。</p>

檜山委員	就学援助項目に眼鏡購入費を加えることについて、コンタクトレンズを使っている児童・生徒も多いかと思うが、その点は触れていなかったのか。
学校管理課長	今回の質問の中では触れていなかった。藤沢市、厚木市の事例も挙げられていたが、他自治体では、メガネを対象にしている自治体もあれば、コンタクトも含め対象にしている自治体もある。答弁したとおり、本市の支援総額は、全国の中核市自治体のなかでも上位にあり、手厚く支援している認識はしている。
檜山委員	他自治体の就学援助がどのくらいなのか知りたい。
学校管理課長	中核市調査の資料からみると、令和4年度の実績となるが、小学校の就学援助の平均年間支給額は、59,420円であり、宇都宮市は76,153円である。中学校の就学援助の平均年間支給額は、92,697円であり、宇都宮市は133,389円である。順番でいうと小学校が13番目、中学校は2番目である。
檜山委員	眼鏡は金額の幅もあるが、コンタクトレンズだと使い捨てを使っている人も多いため、ランニングコスト的には高くなってしまいそうである。
小野委員	学用品費などは、現金で渡しているものなのか。
学校管理課長	現金振込となっており、明細なども求めていないため、自由に使えるものである。
亀山委員	男性教職員の育児取得がなかなか進んでいないとのことであり、10%から20%くらいしかとっていないとのことだが、数字としては何人くらいになるのか。また、取得した教職員の感想などがあれば教えてほしい。
学校教育課長	令和4年度の育児休業取得者は6名であり、13.9%であった。また、令和5年度については、すでに9名取得している。様々な統計をみると1週間以上をもって育児休業としていることが多い。教職員の場合、出産休暇は5日間取得でき、男性が81.3%、女性が100%取っている。育児休業は長いもので3年まで取れるが、女性の取得率は100%、男性の取得率は先ほど申し上げたとおりである。これから取りやすい職場を目指してやっていきたい。また、取得した職員からは、「子育てに関われて良かった。」との感想を聞いている。
小野委員	ハンドブック等で啓発しているとのことだが、取りづらい雰囲気や上司の意識などについて、状況を確認するためにアンケートなどをしたことはあるか。
学校教育課長	ハンドブックの中には、取得できる休暇の種類などが載っている。宇都宮市の男性職員に対してアンケートを取ったことはないが、これから改善していかなくてはならないと考えているため、そのために何が必要かこれから検討していきたい。
亀山委員	生理用品を女子トイレに設置しているということで、とてもありがたいことだと思っている。個人的に持っていつてしまうことなどはないのか。
学校健康課長	誰もが気軽に取れるようにしているため、誰が持っていったのかなども追わないようにしている。

大森委員 メンタルサポーター任用要件に教員免許を加えるとあるが、現在の任用要件はどのようなになっているのか。

教育センター所長 メンタルサポーターの任用要件について、現時点では、資格は求めている。多くの生徒と関わってもらい、心理面のサポートを行うということで、現状、特に雇用条件としているのは、同様の職務を行った経験があるか（相談の対応をしたことがあるか）、教育に関する研修の受講歴があるかであり、そこに今後は、学習面のサポートもできるように要件に教員免許を加える。

大森委員 メンタルサポーターの任用要件に、例えば、心理職の資格も必須でさらに教員免許を加えるとなると、どのような人が想定されるのかと心配に思ったので少し安心した。

教育長 それでは、報告第60号を承認してよろしいか。
(全員了承)

教育長 報告第60号を承認する。

【公開できる案件の終了】

【非公開審議の開始】

教育長 ○ 報告第61号 教育行政相談の内容と対応について
⇒承認

教育長 その他委員の皆様から何かご意見などあるか。
(特になし)

教育長 次に、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 ● このあとの予定について
このあと報告第62号の報告後、自由討議の事前説明を行う。
● 今後の会議等の日程について
1月22日(月) 13時30分～教育委員会定例会

○ 報告第62号 学校等事件・事故について
⇒承認

【非公開審議の終了】

教育長 以上をもって、本日の委員会を閉会とする。
終了時刻 14時35分

署名委員 _____

署名委員 _____